

学校環境衛生管理委託業務実施要領

1 留意事項

- (1) 委託業務実施に際しては、各学校と当該学校薬剤師の間で、実施日程及び実施方法について、事前に十分打合わせを行う。
- (2) 委託業務遂行に際しては、各学校における職員の立会いの上実施する。
- (3) 委託業務終了後は、各学校において学校薬剤師執務記録簿に執務内容を明記し、署名をする。

2 委託業務実施要領

(1) 理科室・保健室の薬品調査

- ① 実施時期は10月～11月、実施回数は1回とする。小学校は理科室及び保健室は同一日程で実施し、中学校は理科室と保健室は別日での実施とする。高等学校は保健室のみ調査を実施する。
- ② 調査実施に際しては、学校薬剤師が調査し所定の調査用紙に調査結果を記入する。
- ③ 調査対象校は、千葉市立学校とする。

(2) 飲料水検査

① 省略飲料水検査

- ア 実施時期は5月、実施回数は1回とする。
- イ 検査項目は水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準の項目のうち、省略検査として実施される10項目とする。
- ウ 検査対象校は、千葉市立小・中・中等教育・特別支援学校とする。
- エ 更科小学校富田分校については、水道法及び千葉市小規模水道条例に基づき、水道法指定の検査機関において検査する。

② 全項目飲料水検査

- ア 実施時期は5月、実施回数は3年に1回とする。
- イ 検査項目は水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準の項目のうち、全項目検査として実施される50項目とする。
- ウ 検査対象校は、更科小学校富田分校とし、3年毎に1回検査を行う。

(3) 学校プール水質検査

- ① 実施時期は6～9月、実施回数は1～2回とする。
- ② 検査項目は給水源の種類、濁度、遊離残留塩素、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌とする。
- ③ 総トリハロメタン検査については、上記検査項目に加えて、原則として1回目を行う。

④ 検査対象校は、千葉市立学校とする。

(4) 照度検査

① 実施時期は9月・1～2月、実施回数は2回とする。

② 検査項目は照度及びまぶしさとする。

③ 検査対象校は、千葉市立学校とする。

(5) 教室等の空気環境検査（二酸化炭素等の検査）

① 実施時期は9月・1～2月、一酸化炭素、二酸化炭素及び二酸化窒素等について検査を実施し、実施回数は2回とする。

② 検査対象校は、千葉市立学校とする。

※（4）照度検査及び（5）教室等の空気環境検査は同一日程で行う。

(6) 廃液処理

各種検査で使用した廃液については、千葉市薬剤師会の責任のもと処理する。

(7) 学校給食室環境検査

① 小学校、養護学校及び第二養護学校については、実施時期は5～6月・11月、実施回数は2回とする。中学校、中等教育学校及び高等特別支援学校については、実施時期は5～6月、実施回数は1回とする。

② 検査項目は、小学校、養護学校及び第二養護学校については給食従事者及び給食施設の衛生管理状況、食器洗浄の状況とし、中学校、中等教育学校及び高等特別支援学校については給食従事者及び給食受け取り室の衛生管理状況等の検査とする。

(8) 教室等の空気環境検査（揮発性有機化合物）

① 実施時期は、夏季休業中で実施回数は1回とする。

② 実施場所は、教室または特別教室等とする。

③ 検査項目はホルムアルデヒド・トルエンの2項目とする。

④ 検査対象校は、小・中・中等教育・特別支援学校のうち新築・大規模改修工事・耐震工事等を行った学校、前年度の検査の結果再検査となった学校、及び高等学校とする。